

平成20年（行ウ）第599号 文書一部不開示決定処分取消等請求事件

原告 崔鳳泰ほか10名

被告 国

求 釈 明 申 立 書

2011年9月1日

東京地方裁判所 民事第2部E係 御中

原告訴訟代理人

弁 護 士	東 澤 靖
同	川 口 和 子
同	二 関 辰 郎
同	小 町 谷 育 子
同	魚 住 昭 三
同	古 本 晴 英
同	張 界 満
同	齋 藤 義 浩

第1、申立の趣旨

原告らに対して2011年8月29日付で外務大臣が行った「行政文書の開示請求にかかる決定の変更について（通知）」（情報公開第01607号）に記載された同日付変更決定（以下、「本件変更決定」という）につき、以下の事項を明らかにするように釈明を求められたい。

- (1) 本件変更決定により不開示部分に変更された文書について、本件訴訟における乙号証番号を対応させたリストを提出すること。
- (2) 本件変更決定において不開示部分に変更された文書で、本件訴訟において乙号証として提出されているものについて、不開示部分の変更内容を明らかにすること。

第2、申立の理由

- 1、原告らを含む吉澤文寿他432名は、2006年4月25日に本件訴訟の基礎となる情報公開請求を行ったが、これに対して外務大臣が2008年4月18日、同年5月2日、同年5月9日及び同年5月26日付で、文書の不開示決定及び変更決定を行い、それらが本件訴訟の対象となっている（訴状参照）。
- 2、それら不開示決定がなされた文書について、被告国は本件訴訟において乙号証として提出し、本件訴訟は、それらの不開示部分が違法な決定に基づくものであるかどうか争われてきた。
- 3、今般、外務大臣は、2008年5月2日、同年5月9日及び同年5月26日付で不開示決定を行った31件（63文書）の決定について、本件変更決定によってその一部の変更を行った。本件変更決定の通知には、対象文書の文書番号を記載した一覧表は添付されているが、それに対応する乙号証番号が記載されていないため、本件訴訟で審理されている書証との対照が著しく困難である。また、本件変更決定の通知には、本件変更決定後において不開示とされる文書、部分及び理由を記載した「不開示理由一覧」は添付されているが、従来不開示であったのに本件変更決定によって開示された部分（あるいは理論上は従来開示されていたのに不開示となった

部分も) がにわかには判然としない。

- 4、他方で、本件変更決定は、本件訴訟の対象となった処分の内容を変更するものであって、原告らにおいては、その変更内容を乙号証に照らして検討することなしに、自らの主張の過不足を確認することは不可能である。

以上の次第で、頭書の通り求釈明を求めるものである。

添付書類 本件変更決定 (本文及び別紙1。別紙2と「不開示理由一覧」は省略)

以上